

静岡県告示第280号

自動車税、自動車取得税に係る証紙代金収納計器、同取扱人及び同取扱場所の指定（昭和47年静岡県告示第425号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

静岡県知事 川勝平太

件名中「自動車税、自動車取得税」を「自動車税環境性能割、自動車税種別割」に改める。

本文中「規則第36条第1項」を「規則第50条第1項」に、「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税種別割」に改める。

1中「ハスラーF88-ST6型（電動、手動両用式）で(1)に掲げる始動票札又は」を削り、「日清紡ポスタルケミカルSH-2010型」の次に「又はネオポストジャパンSH-2010型」を加え、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、「自動車税額及び自動車取得税額」を「自動車税環境性能割額及び自動車税種別割額」に改め、

「(1) 始動票札



を削り、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、



を



に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第281号

自動車税、自動車取得税に係る証紙代金収納計器、同取扱人及び同取扱場所の指定（昭和48年静岡県告示第925号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

静岡県知事 川勝平太

件名中「自動車税、自動車取得税」を「自動車税環境性能割、自動車税種別割」に改める。

本文中「規則第36条第1項」を「規則第50条第1項」に、「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税種別割」に改める。

1中「ハスラーF88-ST6型（電動、手動両用式）で(1)に掲げる始動票札又は」を削り、「日清紡ポスタルケミカルSH-2010型」の次に「又はネオポストジャパンSH-2010型」を加え、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、「自動車税額及び自動車取得税額」を「自動車税環境性能割額及び自動車税種別割額」に改め、

「(1) 始動票札



を削り、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、



を



に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第282号

自動車税、自動車取得税に係る証紙代金収納計器、同取扱人及び同取扱場所の指定（昭和49年静岡県告示第861号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

静岡県知事 川勝平太

件名中「自動車税、自動車取得税」を「自動車税環境性能割、自動車税種別割」に改める。

本文中「規則第36条第1項」を「規則第50条第1項」に、「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税種別割」に改める。

1中「ハスラーF88-ST6型（電動、手動両用式）で(1)に掲げる始動票札又は」を削り、「日清紡ポスタルケミカルSH-2010型」の次に「又はネオポストジャパンSH-2010型」を加え、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、「自動車税額及び自動車取得税額」を「自動車税環境性能割額及び自動車税種別割額」に改め、

「(1) 始動票札



を削り、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、



を



に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第283号

自動車税、自動車取得税に係る証紙代金収納計器、同取扱人及び同取扱場所の指定（昭和52年静岡県告示第295号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

静岡県知事 川勝平太

件名中「自動車税、自動車取得税」を「自動車税環境性能割、自動車税種別割」に改める。

本文中「規則第36条第1項」を「規則第50条第1項」に、「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税種別割」に改める。

1中「ハスラーF88-ST6型（電動、手動両用式）で(1)に掲げる始動票札又は」を削り、「日清紡ポスタルケミカルSH-2010型」の次に「又はネオポストジャパンSH-2010型」を加え、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、「自動車税額及び自動車取得税額」を「自動車税環境性能割額及び自動車税種別割額」に改め、

「(1) 始動票札



を削り、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、



を



に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第284号

自動車税、自動車取得税に係る証紙代金収納計器、同取扱人及び同取扱場所の指定（昭和62年静岡県告示第88号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

件名中「自動車税、自動車取得税」を「自動車税環境性能割、自動車税種別割」に改める。

本文中「規則第36条第1項」を「規則第50条第1項」に、「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税種別割」に改める。

1中「ハスラーF88-ST6型（電動、手動両用式）で(1)に掲げる始動票札又は」を削り、「日清紡ポスタルケミカルSH-2010型」の次に「又はネオポストジャパンSH-2010型」を加え、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、「自動車税額及び自動車取得税額」を「自動車税環境性能割額及び自動車税種別割額」に改め、

「(1) 始動票札



を削り、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、



を



に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第285号

自動車税、自動車取得税に係る証紙代金収納計器、同取扱人及び同取扱場所の指定（平成元年静岡県告示第383号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

件名中「自動車税、自動車取得税」を「自動車税環境性能割、自動車税種別割」に改める。

本文中「規則第36条第1項」を「規則第50条第1項」に、「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税種別割」に改める。

1中「ハスラーF88-ST6型（電動、手動両用式）で(1)に掲げる始動票札又は」を削り、「日清紡ポスタルケミカルSH-2010型」の次に「又はネオポストジャパンSH-2010型」を加え、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、「自動車税額及び自動車取得税額」を「自動車税環境性能割額及び自動車税種別割額」に改め、

「(1) 始動票札



を削り、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、



附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====